

千曲市告示第61号

千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成31年千曲市告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和6年1月1日から令和7年3月31日」を「令和7年1月1日から令和8年3月31日」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改める。

第3条第6号中「令和5年度」を「令和6年度」に改める。

第5条第3項中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。